

県境再生対策室

平成24年度県境不法投棄事案に係る周辺環境等モニタリング調査
(大気質、騒音振動)の結果について～1月度～

青森・岩手県境に不法投棄された廃棄物による周辺環境への影響を把握するため県が実施している環境モニタリング調査の結果について、下記のとおりお知らせします。

記

1 大気質モニタリング調査結果

(1) 有害大気汚染物質【資料：別表1及び別図1】

- ・調査年月日 平成25年1月22日及び23日
- ・調査箇所 現場敷地境界の3地点(A-1a、A-1b、A-1c)
- ・調査結果 いずれの地点も、測定した全ての項目で「環境基準」を下回りました。

(2) 大気汚染物質【資料：別表1及び別図1】

- ・調査年月日 平成25年1月22日から28日まで
- ・調査箇所 田子町上郷地区(A-2)
- ・調査結果 測定した全ての項目で「環境基準」を下回りました。

2 騒音振動モニタリング調査結果

(1) 騒音【資料：別表2及び別図2】

- ・調査年月日 平成25年1月24日
- ・調査箇所 田子町上郷地区(A-2)ほか1地点
- ・調査結果 いずれの地点も「環境基準」を下回りました。

(2) 振動【資料：別表2及び別図2】

- ・調査年月日 平成25年1月24日
- ・調査箇所 田子町上郷地区(A-2)ほか1地点
- ・調査結果 いずれの地点も「道路交通振動の要請限度(第1種区域)」を下回りました。

1 大気質モニタリング調査結果

(1) 有害大気汚染物質モニタリング

(単位: mg/m³)

調査期間	H25.1.22~1.23			
測定項目	県境界 A-1a	敷地南側境界 A-1b	敷地西側境界 A-1c	(参考) 環境基準※
ベンゼン	0.00060	0.00057	0.00052	0.003以下
トリクロロエチレン	0.00012	0.000098	0.000062	0.2以下
テトラクロロエチレン	0.00021	0.00019	0.000069	0.2以下
ジクロロメタン	0.00029	0.00036	0.00032	0.15以下

※「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日環告4)

(2) 大気汚染物質モニタリング

(単位: ppm)

二酸化窒素	測定地点	上郷地区(A-2)	(参考) 環境基準※
	測定期間	H25.1.22~1.28	
		1日平均値	
	1日目(1/22)	0.003	
	2日目(1/23)	0.004	
	3日目(1/24)	0.004	
	4日目(1/25)	0.002	
	5日目(1/26)	0.001	
6日目(1/27)	0.003		
7日目(1/28)	0.003	1日の平均値 0.04~0.06ppm またはそれ以下	

※「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日環境庁告示第38号)

(単位: mg/m³)

浮遊粒子状物質	測定地点	上郷地区(A-2)		(参考) 環境基準※
	測定期間	H25.1.22~1.28		
		1日平均値	1時間値(最高)	
	1日目(1/22)	0.011	0.045	
	2日目(1/23)	0.009	0.036	
	3日目(1/24)	0.009	0.030	
	4日目(1/25)	0.009	0.032	
	5日目(1/26)	0.008	0.022	
6日目(1/27)	0.009	0.030		
7日目(1/28)	0.017	0.066	1日の平均値 0.1mg/m ³ 以下 1時間値 0.2mg/m ³ 以下	

※「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環境庁告示第25号)

(単位: μg/m³)

微小粒子状物質	測定地点	上郷地区(A-2)	(参考) 環境基準※
	測定期間	H25.1.22~1.28	
		1日平均値	
	1日目(1/22)	13.3	
	2日目(1/23)	10.7	
	3日目(1/24)	13.3	
	4日目(1/25)	11.9	
	5日目(1/26)	7.7	
6日目(1/27)	4.6		
7日目(1/28)	7.3	1日平均値 35μg/m ³ 以下 1年平均値 15μg/m ³ 以下	

※「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日 環境省告示第33号)

2 騒音振動モニタリング調査結果

(1) 騒音

(単位: dB)

測定日	H25. 1. 24		(参考) 環境基準 ^{注1)}
時間帯 (昼間)	6:00~22:00		
測定地点	上郷地区 A-2	田子地区 A-4	昼間 (6時~22時)
測定結果 (LAeq) ^{注2)}	60	68	70以下

注1) 「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月環境庁告示第64号)で定める基準値

2) LAeq: 等価騒音レベル

(2) 振動

(単位: dB)

測定日	H25. 1. 24		(参考) 要請限度 ^{注1)}	
測定地点	上郷地区 A-2	田子地区 A-4		
測定結果 ^{注2)}	昼間 ^{注3)}	30未満	37	65
	夜間 ^{注3)}	30未満	30未満	60

注1) 「道路交通振動の要請限度」(昭和51年11月総理府令第5号)で定める第1種区域の値

2) 測定結果は80%レンジの上端値(L₁₀)の平均値

3) 昼間(午前8時~午後7時)、夜間(午後7時~翌日の午前8時)